

広島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十九年三月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 第二 高陽荘	広島市安佐北区深川八丁目 36番7号	平成29年2月21日
老人ホーム	軽費老人ホーム なごみの 郷	広島市安佐北区落合南町 196番地1	平成29年2月21日